

名古屋文理大学短期大学部と名古屋市西区との連携に関する協定書

名古屋文理大学短期大学部（以下「甲」という。）と名古屋市西区（以下「乙」という。）とは、相互の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、健康づくり、防災、生涯学習など幅広い分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）健康及び福祉に関すること
- （2）地域防災に関すること
- （3）生涯学習、文化及び地域の活性化に関すること
- （4）その他両者が協議して必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項を円滑に進めるため、双方に担当窓口を定め、必要な連絡調整を行う。

2 甲と乙は、連携事項の具体的な内容について、毎年定期的に協議を行うこととする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動により、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務を負うものとする。ただし、事前に相手方から承諾を得た場合はこの限りでない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年10月29日

甲 名古屋市西区笹塚町二丁目1番地
名古屋文理大学短期大学部
学長

景山 節 印

乙 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
名古屋市西区長

熊崎 泰博 印